

議員提出第十四号議案

国直轄事業負担金に係る意見書

公共事業に係る国直轄事業の負担金の在り方については、地方分権改革推進委員会において直轄事業の縮減や透明性の確保・充実、負担金の在り方の見直しなどに係る緊急の基本的な考え方が明確に示されたところである。

また、国及び地方の財政が厳しさを増す中で、負担金の在り方を巡る論議が地方からも提示され、全国知事会と関係府省との意見交換も行われているところである。

よって、国会及び政府におかれては、こうした地方の声に重きを置き、次の事項について、速やかな直轄事業制度の見直しを行われるよう強く要望する。

一 これまでの直轄事業に係る内訳明細の開示を行うとともに、負担金の経費内訳とその積算根拠を地方自治体へ情報開示すること

一 国と地方が対等な立場で協議し、地方の意見が反映されるよう、透明性の確保・充実に努めること

二 維持管理費に係る負担金については、維持管理に責任を負う国が負担することが原則であり、早期に廃止すること

三 整備費に係る負担金についても、国と地方の役割分担を明確にして直轄事業の範囲を必要最小限度にするとともに、地方の受益と負担の観点から必要な検討を行い、制度の根幹を見直すこと

右、地方自治法第九十九条の規定により意見書を提出する。

平成二十一年七月一日

大分県議会議長 安 部 省 祐

衆議院議長	河野 洋平 殿
参議院議長	江田 五月 殿
内閣総理大臣	麻生 太郎 殿
総務大臣	佐藤 勉 殿
財務大臣	与謝野 馨 殿
農林水産大臣	石破 茂 殿
国土交通大臣	金子 一義 殿